

京都市告示第 320号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年10月20日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾山田緯6号線	西京区山田開キ町6番地の16地先から	旧	メートル 17.50	メートル 6.00
	同町5番地の17地先まで	新	17.50	6.00 ~ 7.00
久我41号線	伏見区久我森の宮町4番地の76地先から	旧	121.00	0.60 ~ 2.61
	同町4番地の95地先まで	新	117.70	0.91 ~ 11.70
久我50号線	伏見区久我御旅町10番地の11地先から	旧	52.70	1.90
	同区久我森の宮町4番地の12地先まで	新	52.70	2.18 ~ 10.20

(建設局道路部道路明示課)